手話通訳者がオンライン上で通訳をするにあたってのガイドライン

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター

1. オンライン会議等の情報保障の必要性

新型コロナウイルスの感染拡大やコロナ禍により、社会全体に「新しい生活様式」が求められています。聴覚障害者が出席する会議や集会もこれまでと同様の集合型での開催が困難になり、オンラインによる会議や集会等に変わっています。 聴覚障害者が参加するにあたっての情報保障は当センターとしての社会的使命と考えています。

意思疎通事業支援事業(福祉制度)においてのオンラインでの利用は、契約をしている自治体に確認の上で対応いたします。

2. オンライン会議等に対する手話通訳者の派遣とは

オンライン会議システム参加者に対して手話通訳による情報保障をオンライン上で実施することです。インターネットの通信環境(Wi-Fi 等の接続環境)がある場で、オンライン上で依頼者(参加者)に対して手話通訳を行います。

聴覚障害者と対面で通訳をする場合は通常の派遣で対応が可能です。(生の音声ではなく、パソコンからの音声をもとに通訳を行うことが違う点です。)

聴覚障害者に対する手話通訳者の通訳行為(映像・音声)をオンライン配信する場合は、ご相談ください。

3. 情報漏洩と守秘義務について

手話通訳は聴覚障害者が参加している場において、通訳を行います。

そのため通訳した記録は残さないようにお願いしています。画面の録画や撮影を禁止とします。依頼者様・主催者様にはそのことをご理解いただくとともに、参加者全員に対し、その旨を周知してください。

4. 従事者

東京手話通訳等派遣センターに登録された手話通訳者が行います。なお、当センターから派遣される手話通訳者は手話通訳士資格を有しています。

5. オンライン会議への派遣にあたっての条件

以下の条件をすべて承諾した依頼者のみ手話通訳者を派遣します。

く派遣条件>

- ① 通常の手話通訳者の派遣では対応できない何らかの事情があること。
- ② 新型コロナウイルス感染防止対策を講じた、Wi-Fi 等の通信環境が整った会場を確保できること。
- ③ 依頼者側から1名以上が会場に必要機器を用意し通訳終了まで常駐できること。

<制約条件>

- ① 手話通訳者の映像・音声を含む録画や撮影は禁止します。
 - 主催者または依頼者は会議や集会開始にあたって、参加者に対し、画面の録画や撮影を禁止し、参加者に録画や撮影をしている者がいることが分かった場合、直ちに録画機能の停止や、参加者に対し録画・撮影の禁止の再度の案内を行ってください。
- ② ウェブサイトやSNSなどインターネット上に手話通訳者の映像・音声などのデータ が流出した場合は、主催者または依頼者の責任で削除してください。
- ③ 録画・録音は原則禁止ですが、実施の様子(画面に出席者等の映像が映っている)を撮影し、関係者や外部に広報する場合は、事前に当センターまでご連絡ください。

※録画・配信を前提としたご依頼については、別途、料金等のご相談をさせていただきますので、お問い合わせください。

6. 派遣時間と通信不良の場合の費用について

開始前に、通訳者のカメラテスト、音・画像の環境確認等も必要になりますので 最低 15 分は、依頼時間にプラスしてのご依頼をお願いします。

インターネットの通信環境(Wi-Fi 等の接続環境)により、通訳の画像・音声が十分に届かない場合においても、時間と派遣人数に応じた派遣費は請求させていただきます。

- 7. 聴覚障害者の方の参加と十分な情報保障のためのお願い
- ① 音声・映像についてご配慮ください。

オンライン上での音声を聞いて通訳が必要な場合には、外付けスピーカーの用意 等、音声が十分に聞こえる環境の用意をお願いします。

オンライン上の映像での読み取り通訳が必要な場合には、バーチャル背景を使用 しないようお願いします。(手話の画像が不鮮明になってしまうため。)

- ② 聴覚障害者とホスト(主催者の方)と連絡をとれる手段をご用意ください。 ホスト(主催者の方)・聴覚障害者・手話通訳者が同じ空間にいて、通訳ができる 形が望ましいですが、聴覚障害者の方がホストと離れてしまう場合には、何らか の不具合で通訳の画像が見えない場合等の連絡手段の確保をお願いします。 メール等、聴覚障害者が可能な連絡方法をご検討ください。
- ③ 聴覚障害者の画像も手話通訳者が確認できる用意をお願いします。 手話通訳者は通訳を必要とする方の様子も確認をしながら通訳を行います。その ことで理解度を確認し、いくつかある手話表現の手法から、その方にとって分かり やすい表現に切り替えることも通訳技術の一つです。 同じ空間に聴覚障害者がいない場合のオンライン上でも、可能な限り、その方に とって分かりやすい通訳を行いたいと思いますので、手話通訳を必要とされてい る対象者の方の様子(画像)を確認できるようご配慮ください。
- 8. 本ガイドラインは予告なく、改定することがあります。
- 9. 本ガイドラインに対する問い合わせ先 東京手話通訳等派遣センター コミュニケーション支援課 手話通訳者派遣グループ 電話 03-3352-3335 ファックス 03-3354-6868

メール haken@tokyo-shuwaceter.or.jp

※本ガイドラインの無断転用を禁じます。